

J Aの普通傷害共済

J A大潟村では、日常生活全般の不慮の事故に備えて、普通傷害共済のご加入をおすすめしております。
是非、ご家族お揃いでご加入いただきますようお願ひいたします。



注1) 職種により加入の制限があります。
注2) 年齢により引受金額等の制限があります。

いざという時に備えて安心 1回の通院から保障し
大切なあなたの毎日をサポートします！

【おすすめ1】

普通傷害A型 共済期間：1年（契約開始日 令和7年10月1日）

※共済期間の途中でもご加入できます。

死亡共済金額 200万円

部位・症状別共済金額 1,500円×(2倍～120倍)

共済掛金 5,165円

※掛金は記名集団式契約、合計100人～499人の場合で職業・職種区分1級、満80歳以下の場合。

【おすすめ2】

普通傷害A型 共済期間：1年（契約開始日 令和7年10月1日）

死亡共済金額 200万円

部位・症状別共済金額 3,000円

共済掛金 8,090円

④69才までの方が加入できます。

※掛金は記名集団式契約、合計100人～499人の場合で職業・職種区分1級、満80歳以下の場合。



小さなお子様や、運動部の学生、入院保障が無くなった方におすすめのプランです。

お問合せ先

J A 大潟村 共済課 TEL 0185-45-3017

【おすすめ1】で治療を受けたとき

災害にあわれた日以後200日以内に入院をされたとき、または入院をされなかった場合で、5日以上通院をされたとき
(部位・症状別治療金額×5倍～120倍)

7,500円～180,000円

災害にあわれた日以後200日以内に入院をされなかった場合で、5日未満通院をされ、治療または施術が完了したとき
(部位・症状別治療金額×2倍)

3,000円

※ 支払金額はケガの部位・症状に応じて決まります。

万一のとき

災害にあわれた日以後
200日以内に死亡され
たとき

200万円

後遺障害のとき

災害にあわれた日以後200日
以内に約款に定める後遺障害(第
1級～第10級)の状態になられ
たとき

後遺障害の程度に応じて
第1級 200万円～

重度後遺障害のとき

災害にあわれた日以後
200日以内に約款に定め
る重度後遺障害の状態にな
られたとき

後遺障害の程度に応じて
A級 40万円

※「災害」とは、急激かつ偶発的な外来の事故による被害をいいます。ただし、所定の事故による被害を除きます。

打撲や捻挫など※で
一回の通院から
お支払いの対象となります。
どうぞお気軽に
ご相談ください。

お支払例 ※

雪道で滑って転倒し足首を捻挫 (5日未満の通院)	1回のみ通院	1,500円×2倍= 3,000円
野球の試合中、アキレス腱を断裂 (5日以上の通院)		1,500円×40倍= 60,000円
バイクで転倒、足を骨折し入院 (下肢の骨折)		1,500円×65倍= 97,500円



※約款所定の支払い要件があります。

※この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」
および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。